

「会員における業務内容の実態調査」

（平成 21 年度）

**平成 21 年 12 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会**

目 次

I 調査概要	1
II 「会員における業務内容の実態調査」(平成 21 年度) 調査結果	
1-1 登録を受けている金融商品取引業の種別について	3
1-2 実際に行っている金融商品取引業の種別について	4
1-3 主要業務について	5
1-4 他の金融商品取引業協会等の加入状況について	6
2-1 第一種金融商品取引業に係る具体的な業務内容について	7
2-2 有価証券の売買等において取扱っている有価証券の種類について	8
2-3 取り扱っているデリバティブ取引について	10
3-1 「付随業務」の取り扱いについて	11
3-2 「付随業務」の具体的な内容について	11
3-3 「届出業務」の取り扱いについて	13
3-4 「届出業務」の具体的な内容について	13
3-5 「承認業務」の取り扱いについて	15
4-1 第二種金融商品取引業に係る具体的な業務内容について	16
4-2 取り扱っている集団投資スキーム(ファンド)持分について	17
4-3 集団投資スキーム(ファンド)持分の取り扱い実績について	18
4-4 第二種金融商品取引業に係る業務に従事する者の外務員登録について	19
4-5 NPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」の設立について	20
4-6 NPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」の制度について	20
4-7 NPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」の利用登録について	21
5 第二種金融商品取引業に係る今後の実施予定について	23
6 投資助言・代理業並びに投資運用業に係る今後の登録予定について	24
【参 考】	
会員情報	25

I . 調 査 概 要

1．調査目的

近年、会員が取り扱う業務が多様化していることから、新たな金融商品を中心に、会員各社が実際に行っている業務内容等の状況を把握し、今後の本協会の業務運営等の一助とするため、「会員における業務内容の実態調査」を実施することとした。

2．調査対象

会員 305 社（調査実施時（平成 21 年 10 月 20 日）現在）

3．主な調査項目

平成 21 年 9 月末現在における下記の業務内容等の実態について調査を実施した。

- ・ 登録を受けている金融商品取引業の種別について
- ・ 実際に行っている金融商品取引業の種別について
- ・ 第一種金融商品取引業に係る具体的な業務内容について
- ・ 「付随業務」、「届出業務」及び「承認業務」の取り扱いについて
- ・ 第二種金融商品取引業に係る具体的な業務内容について
- ・ 取り扱っている集団投資スキーム（ファンド）持分について
- ・ NPO 法人「証券・金融商品あっせん相談センター」について
- ・ 第二種金融商品取引業に係る今後の実施予定について
- ・ 投資助言・代理業並びに投資運用業に係る今後の登録予定について

Ⅱ 「会員における業務内容の実態調査」（平成 21 年度）調査結果

（注）調査結果における「比率」は、小数点第 2 位を四捨五入している。

また、複数回答における「比率」は、各質問項目に係る対象回答会員数を母数とする割合なので 100%を超える。

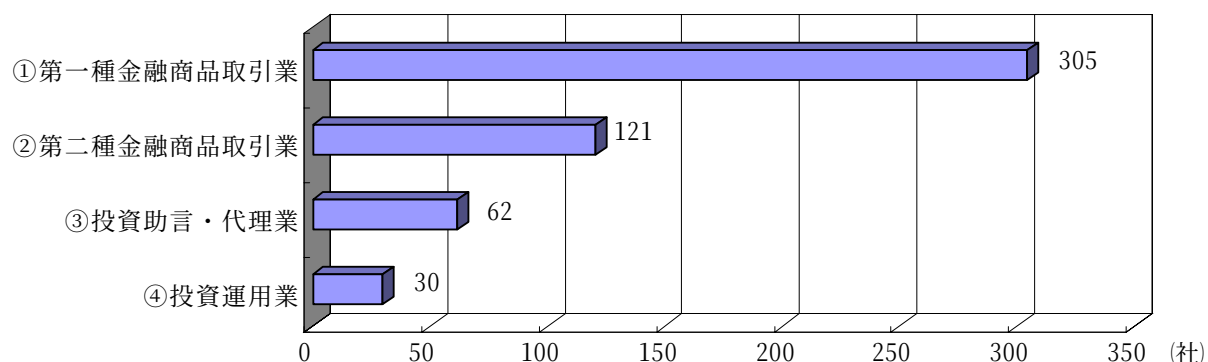
1-1 登録を受けている金融商品取引業の種別について

会員が登録を受けている金融商品取引業の種別について、「第一種金融商品取引業」の登録を受けている会員は305社(100.0%)、「第二種金融商品取引業」の登録を受けている会員は121社(39.7%)、「投資助言・代理業」の登録を受けている会員は62社(20.3%)、「投資運用業」の登録を受けている会員は30社(9.8%)であった。(表1-1・図1-1参照)

【表1-1 (複数回答)】

	回答社数	比 率
①第一種金融商品取引業	305 社	100.0%
②第二種金融商品取引業	121 社	39.7%
③投資助言・代理業	62 社	20.3%
④投資運用業	30 社	9.8%

【図1-1 (複数回答)】



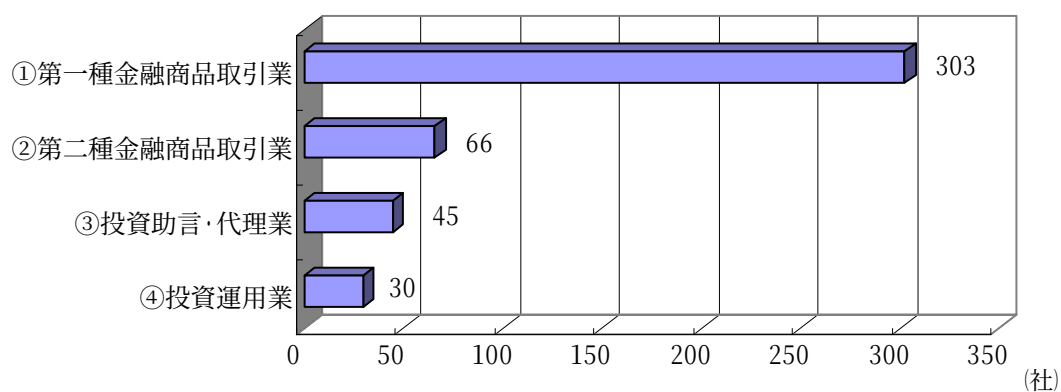
1－2 実際にやっている金融商品取引業の種別について

会員が実際に行っている金融商品取引業の種別について、「第一種金融商品取引業」を行っている会員は 303 社 (99.3%)、「第二種金融商品取引業」を行っている会員は 66 社 (21.6%)、「投資助言・代理業」を行っている会員は 45 社 (14.8%)、「投資運用業」に係る業務を行っている会員は 30 社 (9.8%) であった。(表 1－2・図 1－2 参照)

【表 1－2 (複数回答)】

	回答社数	比 率
①第一種金融商品取引業	303 社	99.3%
②第二種金融商品取引業	66 社	21.6%
③投資助言・代理業	45 社	14.8%
④投資運用業	30 社	9.8%

【図1－2 (複数回答)】



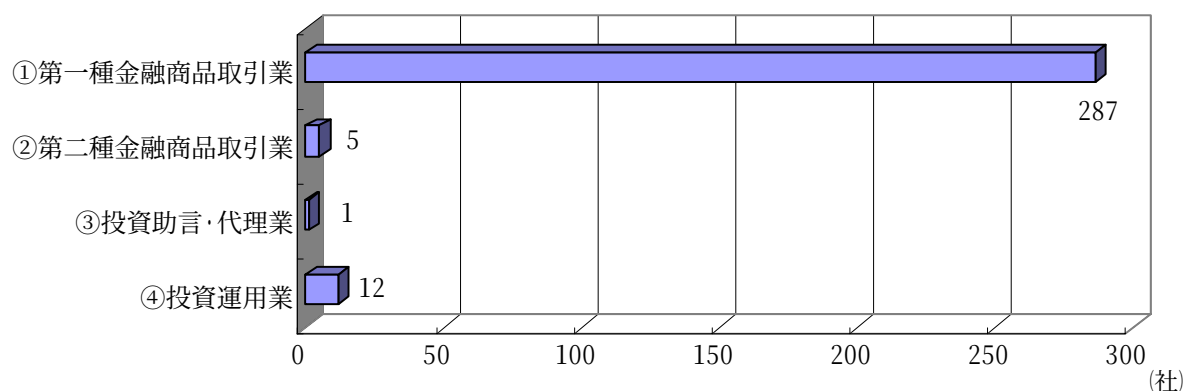
1-3 主要業務について

会員が実際に行っている金融商品取引業のうち、「第一種金融商品取引業」を主要業務として位置づけている会員は 287 社（94.1%）、「第二種金融商品取引業」を主要業務としている会員が 5 社（1.6%）、「投資助言・代理業」を主要業務としている会員が 1 社（0.3%）、「投資運用業」を主要業務としている会員が 12 社（3.9%）であった。（表 1-3・図 1-3 参照）

【表 1-3】

	回答社数	比 率
①第一種金融商品取引業	287 社	94.1%
②第二種金融商品取引業	5 社	1.6%
③投資助言・代理業	1 社	0.3%
④投資運用業	12 社	3.9%

【図 1-3】



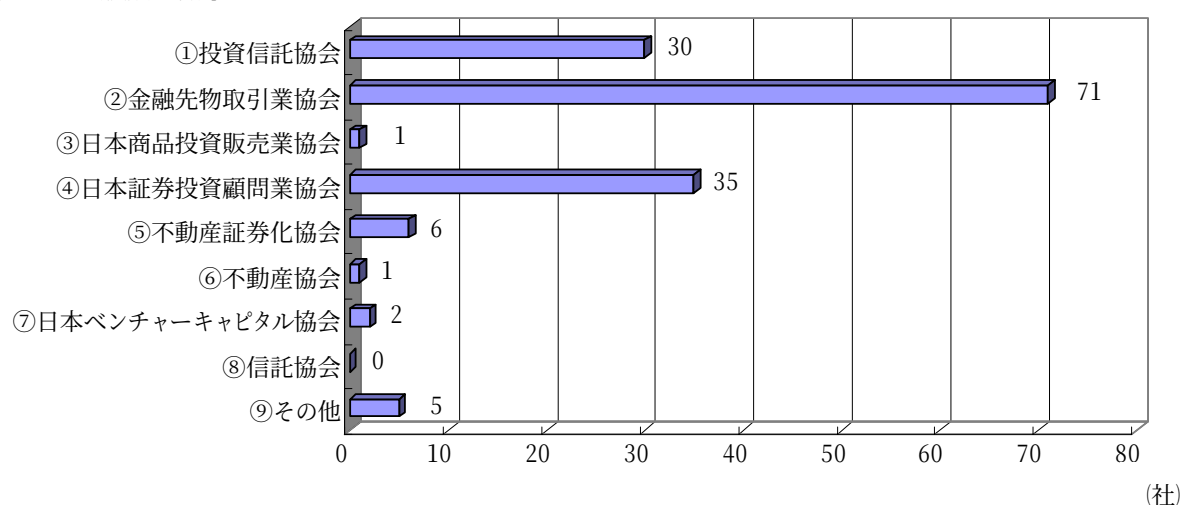
1-4 他の金融商品取引業協会等の加入状況について

会員が本協会以外に加入している金融商品取引業協会等については、「金融先物取引業協会」に加入している会員が71社(23.3%)と最も多く、次いで「日本証券投資顧問業協会」が35社(11.5%)、「投資信託協会」が30社(9.8%)であった。なお「その他」の回答内容は、「国際銀行協会」、「日本貸金業協会」、「宅地建物取引業協会」であった。(表1-4・図1-4参照)

【表1-4 (複数回答)】

	回答社数	比 率
①投資信託協会	30 社	9.8%
②金融先物取引業協会	71 社	23.3%
③日本商品投資販売業協会	1 社	0.3%
④日本証券投資顧問業協会	35 社	11.5%
⑤不動産証券化協会	6 社	2.0%
⑥不動産協会	1 社	0.3%
⑦日本ベンチャーキャピタル協会	2 社	0.7%
⑧信託協会	0 社	0.0%
⑨その他	5 社	1.6%

【図1-4 (複数回答)】



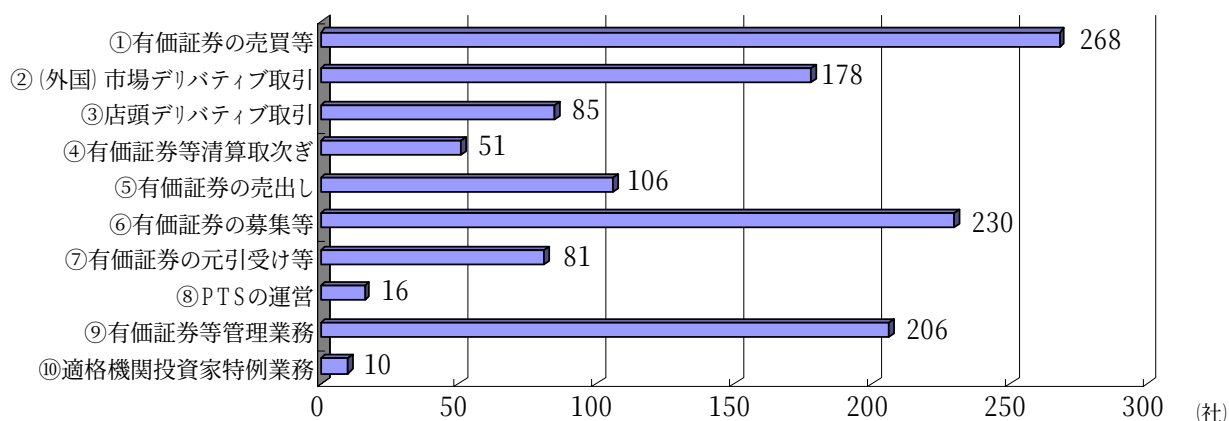
2-1 第一種金融商品取引業に係る具体的な業務内容について

実際に第一種金融商品取引業を行っている会員 303 社のうち、「有価証券の売買等」を行っている会員が 268 社（88.4%）と最も多く、次いで「有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い」を行っている会員が 230 社（75.9%）、「有価証券等管理業務」を行っている会員が 206 社（68.0%）であった。（表 2-1・図 2-1 参照）

【表 2-1（複数回答）】

	回答社数	比 率
①有価証券（金商法第 2 条第 2 項各号に掲げる権利を除く。）の売買等（取引（取引の委託を含む。）の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）	268 社	88.4%
②市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（取引（取引の委託を含む。）の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）	178 社	58.7%
③店頭デリバティブ取引（取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を含む。）	85 社	28.1%
④有価証券等清算取次ぎ	51 社	16.8%
⑤有価証券の売出し	106 社	35.0%
⑥有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い	230 社	75.9%
⑦有価証券の元引受け等（金商法第 28 条第 1 項第 3 号）	81 社	26.7%
⑧私設取引システム（PTS）の運営	16 社	5.3%
⑨有価証券等管理業務	206 社	68.0%
⑩適格機関投資家特例業務	10 社	3.3%

【図 2-1（複数回答）】



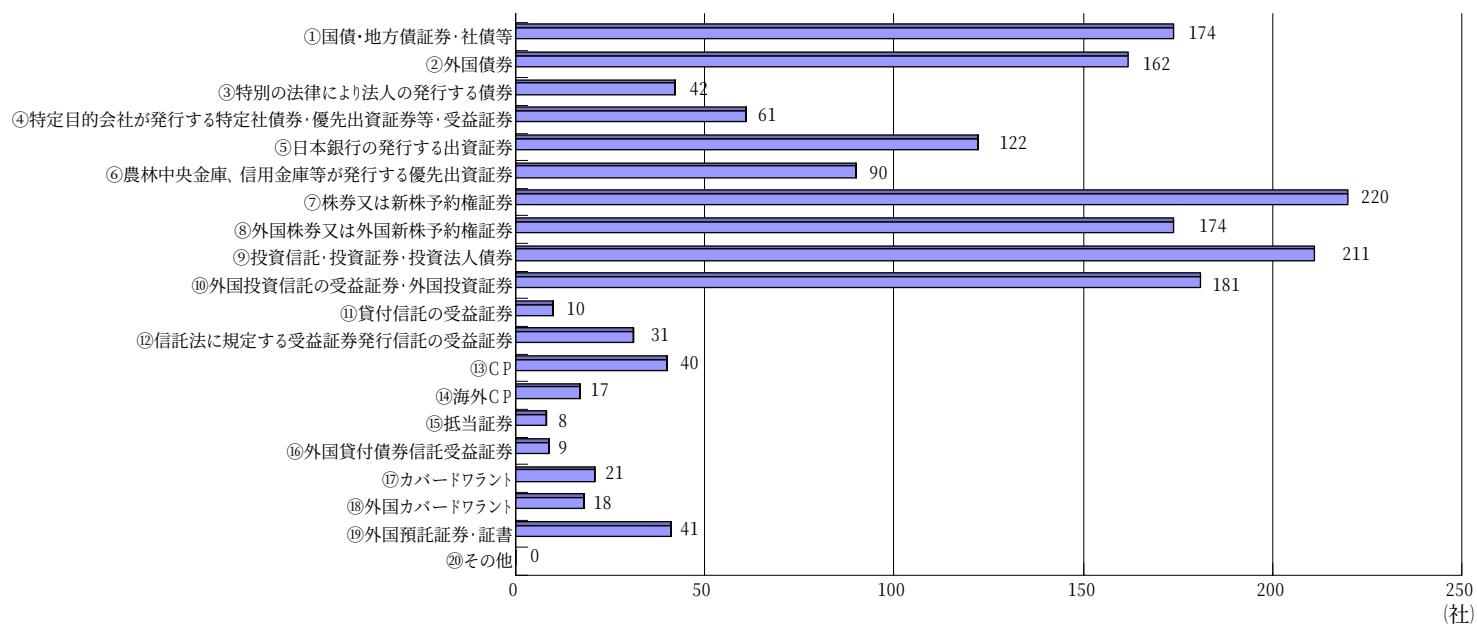
2-2 有価証券の売買等において取り扱っている有価証券の種類について

第一種金融商品取引業に係る業務のうち、「有価証券の売買等」を行っている会員268社において、「株券又は新株予約権証券」を取り扱っている会員が220社（82.1%）と最も多く、次いで「投資信託の受益証券・投資証券・投資法人債券（ETFなど）」を取り扱っている会員が211社（78.7%）、「外国投資信託の受益証券・外国投資証券（外国ETFなど）」を取り扱っている会員が181社（67.5%）であった。（表2-2・図2-2参照）

【表2-2（複数回答）】

	回答社数	比 率
①国債・地方債証券・社債等	174 社	64.9%
②外国債券	162 社	60.4%
③特別の法律により法人の発行する債券（国立大学法人債券等）	42 社	15.7%
④特定目的会社（SPC）が発行する特定社債券・優先出資証券等・受益証券	61 社	22.8%
⑤日本銀行の発行する出資証券	122 社	45.5%
⑥農林中央金庫、信用金庫等が発行する優先出資証券	90 社	33.6%
⑦株券又は新株予約権証券	220 社	82.1%
⑧外国株券又は外国新株予約権証券	174 社	64.9%
⑨投資信託の受益証券・投資証券・投資法人債券（ETFなど）	211 社	78.7%
⑩外国投資信託の受益証券・外国投資証券（外国ETFなど）	181 社	67.5%
⑪貸付信託の受益証券	10 社	3.7%
⑫信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券	31 社	11.6%
⑬CP	40 社	14.9%
⑭海外CP	17 社	6.3%
⑮抵当証券	8 社	3.0%
⑯外国貸付債券信託受益証券	9 社	3.4%
⑰カバードワラント	21 社	7.8%
⑱外国カバードワラント	18 社	6.7%
⑲外国預託証券・証書（DR）	41 社	15.3%
⑳その他	0 社	0.0%

【図2－2（複数回答）】



2-3 取り扱っているデリバティブ取引について

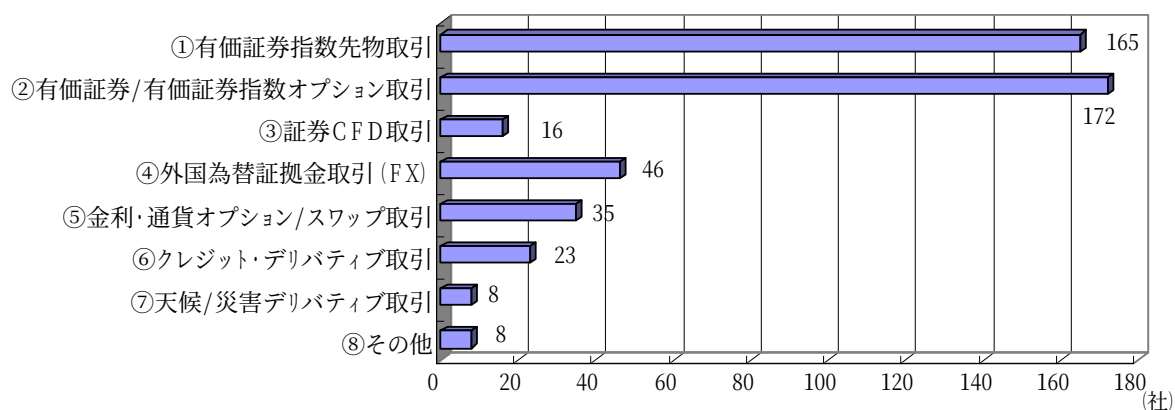
第一種金融商品取引業に係る業務のうち、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」を行っている会員 263 社のうち、「有価証券/有価証券指数オプション取引」を行っている会員が 172 社（65.4%）と最も多く、次いで「有価証券指数先物取引」を行っている会員が 165 社（62.7%）、「外国為替証拠金取引（FX）」を行っている会員が 46 社（17.5%）となっている。

なお、「その他」の回答内容は「有価証券/有価証券指数スワップ取引、国債先物取引、国債先物オプション取引、ミニ日本国債先物取引、金利先物取引、金利先物オプション取引、通貨先物オプション取引、通貨オプション取引、株価指数先物オプション取引、為替ヘッジサービス、金利キャップ取引、自己株フォワード取引」であった。（表 2-3・図 2-3 参照）

【表 2-3（複数回答）】

	回答社数	比 率
①有価証券指数先物取引	165 社	62.7%
②有価証券/有価証券指数オプション取引	172 社	65.4%
③証券 CFD 取引	16 社	6.1%
④外国為替証拠金取引（FX）	46 社	17.5%
⑤金利・通貨オプション/スワップ取引	35 社	13.3%
⑥クレジット・デリバティブ取引	23 社	8.7%
⑦天候/災害デリバティブ取引	8 社	3.0%
⑧その他	8 社	3.0%

【図 2-3（複数回答）】



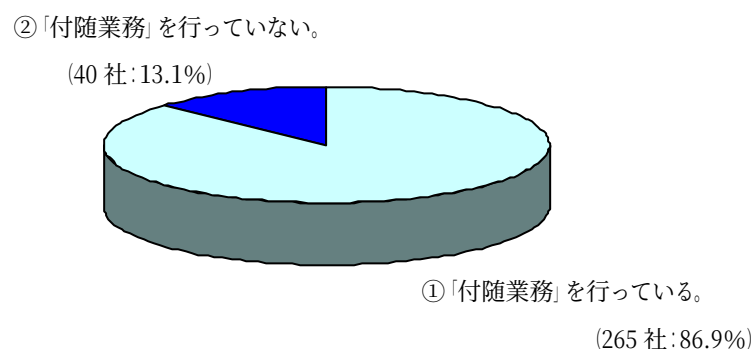
3-1 「付随業務」の取り扱いについて

調査対象会員 305 社のうち、「付随業務」を行っている会員は 265 社（86.9%）であり、「付随業務」を行っていない会員は 40 社（13.1%）であった。（表 3-1・図 3-1 参照）

【表 3-1】

	回答社数	比 率
①「付随業務」を行っている。	265 社	86.9%
②「付随業務」を行っていない。	40 社	13.1%

【図 3-1】



3-2 「付随業務」の具体的な内容について

「付随業務」を行っている会員 265 社のうち、「投資信託委託会社の金商法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金若しくは解約金の支払い又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理」を行っている会員が 172 社（64.9%）と最も多く、次いで「有価証券に関する顧客の代理」を行っている会員が 168 社（63.4%）、「有価証券に関連する情報の提供又は助言」を行っている会員が 165 社（62.3%）であった。（表 3-2 参照）

【表３－２（複数回答）】

	回答社数	比 率
①有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理	161 社	60.8%
②信用取引に付随する金銭の貸付け	164 社	61.9%
③顧客から保護預りしている有価証券を担保とする金銭の貸付け	106 社	40.0%
④有価証券に関する顧客の代理	168 社	63.4%
⑤投資信託委託会社の金商法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金若しくは解約金の支払い又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理	172 社	64.9%
⑥投資法人の金商法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払いに係る業務の代理	97 社	36.6%
⑦累積投資契約の締結	143 社	54.0%
⑧有価証券に関連する情報の提供又は助言（投資顧問契約に該当するものを除く。）	165 社	62.3%
⑨他の金融商品取引業者の業務の代理	93 社	35.1%
⑩登録投資法人の資産の保管	5 社	1.9%
⑪他の事業者の事業譲渡・合併・会社の分割・株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと	77 社	29.1%
⑫他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務	99 社	37.4%
⑬通貨その他のデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）に関連する資産として政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理	55 社	20.8%
⑭譲渡性預金その他金銭債権（有価証券に該当するものを除く。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理	50 社	18.9%
⑮投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産等に対する投資として、運用財産の運用を行うこと	3 社	1.1%

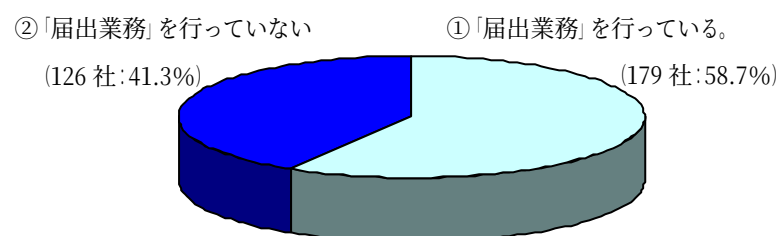
3-3 「届出業務」の取り扱いについて

調査対象会員 305 社のうち、「届出業務」を行っている会員は 179 社（58.7%）であり、「届出業務」を行っていない会員は 126 社（41.3%）であった。（表 3-3・図 3-3 参照）

【表 3-3】

	回答社数	比 率
①「届出業務」を行っている。	179 社	58.7%
②「届出業務」を行っていない。	126 社	41.3%

【図 3-3】



3-4 「届出業務」の具体的な内容について

「届出業務」を行っている会員 179 社のうち、「保険募集に係る業務」を行っている会員が 95 社（53.1%）と最も多く、次いで、「金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務」を行っている会員が 50 社（27.9%）、「貸金業法に規定する貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務」を行っている会員が 47 社（26.3%）であった。（表 3-4 参照）

【表 3-4（複数回答）】

	回答社数	比 率
①商品市場における取引等	11 社	6.2%
②商品デリバティブ取引等	27 社	15.1%
③貸金業法に規定する貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務	47 社	26.3%
④宅建業	14 社	7.8%
⑤不動産特定共同事業	0 社	0.0%

⑥商品の現物やデリバティブへの投資として他人の財産を運用する業務	0 社	0.0%
⑦有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として「運用財産」の運用を行う業務（ただし、付随業務、上記①、②、⑥に掲げる業務に該当するものを除く。）	0 社	0.0%
⑧金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務	50 社	27.9%
⑨組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務	28 社	15.6%
⑩匿名組合契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務	39 社	21.8%
⑪貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務	23 社	12.8%
⑫保険募集に係る業務	95 社	53.1%
⑬自ら所有する不動産の賃貸に係る業務	43 社	24.0%
⑭物品賃貸業	9 社	5.0%
⑮他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務	25 社	14.0%
⑯確定拠出年金運営管理業	4 社	2.2%
⑰国民年金基金連合会から委託を受けて行う事務業務	4 社	2.2%
⑱信託契約代理業	6 社	3.4%
⑲遺言の執行又は遺産の整理に関するものに係る契約の締結の媒介に係る業務	7 社	3.9%
⑳金融機関代理業	5 社	2.8%
㉑不動産の管理業務	1 社	0.6%
㉒不動産に係る投資に関し助言を行う業務	5 社	2.8%
㉓排出権取引	10 社	5.6%
㉔排出権取引に係るデリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	10 社	5.6%
㉕投資法人の機関運営事務又は特別目的会社から委託を受けてその機関の運営に関する事務	4 社	2.2%
㉖金銭債権に投資運用するファンド運用業務等	0 社	0.0%
㉗債券の保証又は引受けに係る契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務	11 社	6.1%
㉘その行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務	40 社	22.3%
㉙他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務	24 社	13.4%
㉚上記①～㉙の業務に附帯する業務	26 社	14.5%

3-5 「承認業務」の取り扱いについて

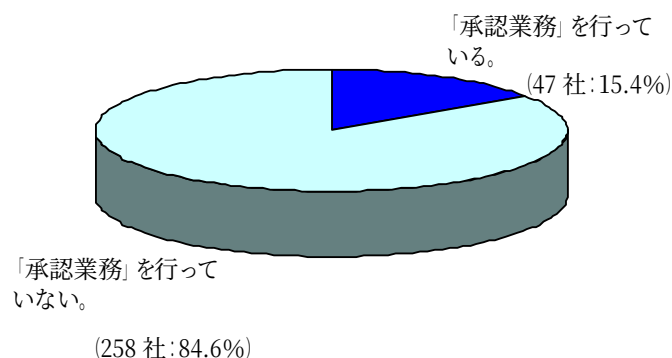
調査対象会員 305 社のうち、「承認業務」を行っている会員は 47 社（15.4%）であり、「承認業務」を行っていない会員は 258 社（84.6%）であった。（表 3-5・図 3-5 参照）

「承認業務」の主な回答内容は、「親法人等及び子法人等の業務遂行のための業務、関連会社等の業務の遂行のための業務、リミテッド・パートナーシップ契約の締結の媒介・取次ぎ又は代理に係る業務、カストディ業務に係る媒介等に係る業務、商品現物取引・商品現物取引の媒介・取次ぎ及び代理業務、国外の商品先物取引所における媒介及び代理業務、クレジット・デリバティブ取引又はその媒介若しくは代理業務、郵便貯金及び預金等の受払事務の受託、クレジットカード募集取扱業務、ファンド管理業務」等であった。

【表 3-5】

	回答社数	比 率
①「承認業務」を行っている。	47 社	15.4%
②「承認業務」を行っていない。	258 社	84.6%

【図3-5】



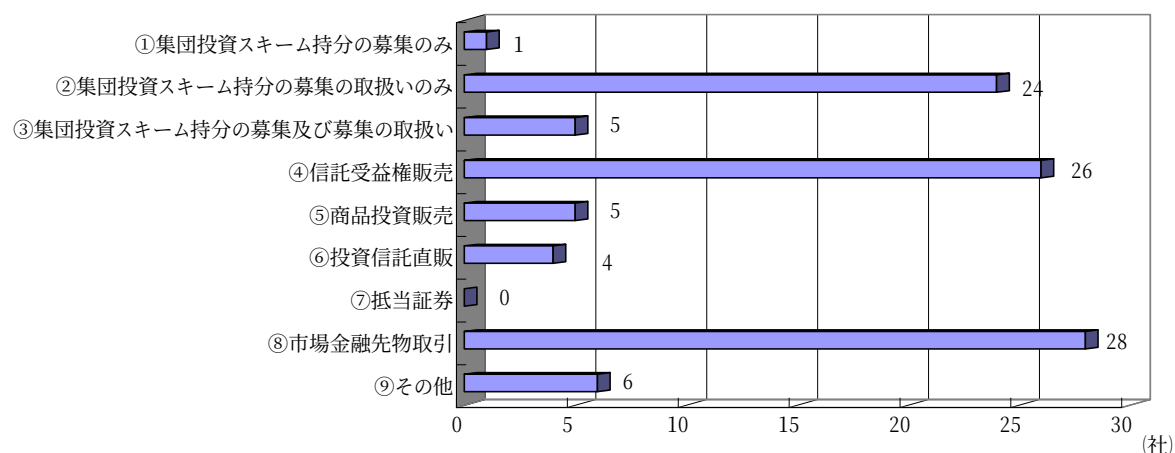
4－1 第二種金融商品取引業に係る具体的な業務内容について

実際に第二種金融商品取引業を行っている会員 66 社のうち、「市場金融先物取引（F Xなど）」を行っている会員が 28 社（42.4%）と最も多く、次いで「信託受益権販売」を行っている会員が 26 社（39.4%）、「集団投資スキーム（ファンド）持分の募集（私募を含む）の取扱いのみ」を行っている会員が 24 社（36.4%）であった。（表 4－1・図 4－1 参照）

【表 4－1（複数回答）】

	回答社数	比 率
①集団投資スキーム（ファンド）持分の募集（私募を含む）のみ	1 社	1.5%
②集団投資スキーム（ファンド）持分の募集（私募を含む）の取扱いのみ	24 社	36.4%
③集団投資スキーム（ファンド）持分の募集（私募を含む）及び募集（私募を含む）の取扱い	5 社	7.6%
④信託受益権販売	26 社	39.4%
⑤商品投資販売	5 社	7.6%
⑥投資信託直販	4 社	6.1%
⑦抵当証券（自己募集）	0 社	0.0%
⑧市場金融先物取引（F Xなど）	28 社	42.4%
⑨その他（具体的な業務を御記入ください。）	6 社	9.1%

【図 4－1（複数回答）】



4-2 取り扱っている集団投資スキーム（ファンド）持分について

「集団投資スキーム（ファンド）持分」関連の業務を取り扱っている会員 30 社のうち、取り扱っている「集団投資スキーム（ファンド）持分」の種類については、「不動産ファンド」が 17 社（56.7%）と最も多く、次いで「その他」が 15 社（50.0%）、「バイ・アウト・ファンド」が 6 社（20.0%）であった。（表 4-2・図 4-2 参照）

【表 4-2（複数回答）】

	主な裏付け資産	回答社数	比 率
①ベンチャーファンド	未公開株式、IPO 会社	4 社	13.3%
②バイ・アウト・ファンド	非公開株式、株式、未公開アジア株式、日本株	6 社	20.0%
③再生ファンド	債権、株式	2 社	6.7%
④地域再生ファンド	—	0 社	0.0%
⑤アクティビストファンド	ファンド持分	1 社	3.3%
⑥ヘッジファンド	株式・債券等、マルチストラテジーの FOFs、外国株式、不良債権、プライベート・エクイティ・ファンドへの出資持分	4 社	13.3%
⑦不動産ファンド	不動産、不動産信託受益権、不動産ファンド持分、商業用不動産等	17 社	56.7%
⑧コンテンツファンド	—	0 社	0.0%
⑨通信設備ファンド	—	0 社	0.0%
⑩その他	ローン、再保険の権利に投資するファンドのエクイティ、金銭債権、社会投資関連未公開株式、米国・西欧・アジア地域の金融サービス業界への私募形式での株式投資と株式関連投資、金銭債権、ケアビジネス、グローバル株式、排出権、船舶、航空機、ベンチャーファンド、バイ・アウト・ファンド、再生ファンド、レジャーホテル事業	15 社	50.0%

※各ファンドの定義については別表参照。

【別 表】

形 態	業務の概要
ベンチャーファンド	高成長が見込まれるベンチャー企業の未公開株式を数十％～50％程度取得し、創業期をサポートしてハンズオン支援を通じて企業価値を高め、IPO時の株式売却により利益獲得
バイ・アウト・ファンド	主として非上場会社の株式の過半数を取得、相当期間経営に参画、生産性の低い部門等の切り離しや業務効率化、経営戦略の変更等により、企業価値を高めた上で株式売却により利益獲得。
再生ファンド	事業自体では利益が出ているものの、過去の過剰な投資などにより過剰債務を抱え経営困難に陥ってる企業に投資し、財務面の改善を行うとともに、事業再構築等により、投資先企業を再生、株式の売却・債務の返済により利益獲得。
地域再生ファンド	再生ファンドのうち、地域金融機関、地方公共団体、(独)中小企業基盤整備機構や日本政策投資銀行等が出資し、地域企業の再生のための資金を提供。
アクティビストファンド	主として上場企業の株式を数％～数十％取得し、株主としての監督権を活用して、配当の増額や企業価値向上を通じた株価の上昇による売却益により利益獲得。
ヘッジファンド	確立した定義があるわけではなく、投資対象や投資手法も千差万別であるが、一般に①規制の緩やかな形式で設立し、比較的自由的な投資行動をとり、②一定のリスクヘッジを行いながら、絶対的な収益を追求。
不動産ファンド	不動産(又は不動産信託受益権)を取得・開発し、賃料その他当該不動産からの収益を得ることにより、利益獲得。
コンテンツファンド	一般に、映画やゲーム、アニメ等の製作のために事業を共に行わない者からの出資を受け、著作権等を取得し、その事業収益を得ることにより利益獲得。
通信設備ファンド	通信設備を取得し、そのリース料を得ることにより利益獲得。
その他	上記に該当しないもの。

4-3 集団投資スキーム（ファンド）持分の取り扱い実績について

昨年度、「集団投資スキーム（ファンド）持分」を取り扱った会員は 27 社（358 本）であり、今年度上半期、「集団投資スキーム（ファンド）持分」を取り扱った会員は 17 社（90 本）であった。（表 4-3 参照）

【表 4-3】

	取扱会員数	取扱本数
昨年度（平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月）	27 社	358 本
今年度上半期（平成 21 年 4 月～9 月）	17 社	90 本

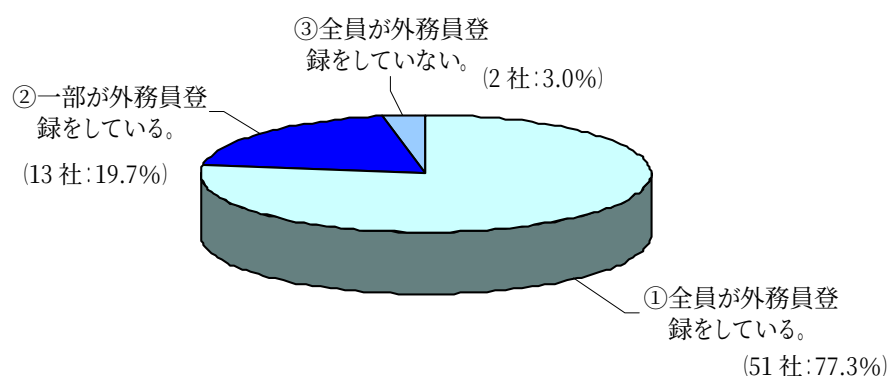
4－4 第二種金融商品取引業に係る業務に従事する者の外務員登録について

第二種金融商品取引業を行っている会員 66 社のうち、第二種金融商品取引業に係る業務に従事する者の外務員登録について、「従事者全員が外務員登録をしている。」と回答した会員は 51 社（77.3%）、「従事者の一部が外務員登録をしている。」と回答した会員は 13 社（19.7%）であり、「従事者全員が外務員登録をしていない。」と回答した会員は 2 社（3.0%）であった。（表 4－4・図 4－4 参照）

【表 4－4】

	回答社数	比 率
①従事者全員が外務員登録をしている。	51 社	77.3%
②従事者の一部が外務員登録をしている。	13 社	19.7%
③従事者全員が外務員登録をしていない。	2 社	3.0%

【図 4－4】



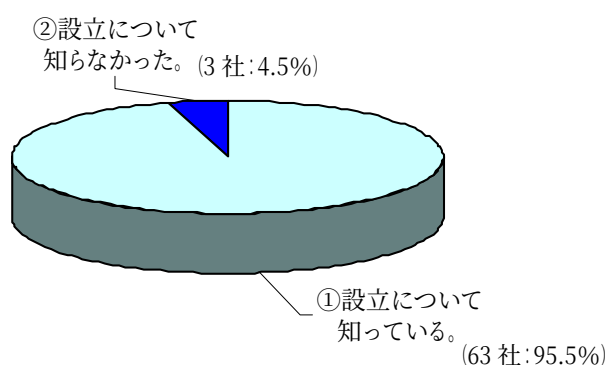
4-5 NPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」の設立について

第二種金融商品取引業に係る業務を行っている会員 66 社のうち、NPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」の設立について、「設立について知っている。」と回答した会員は 63 社(95.5%)であり、「設立について知らなかった。」と回答した会員は 3 社 (4.5%) であった。(表 4-5・図 4-5 参照)

【表 4-5】

	回答社数	比 率
①設立について知っている。	63 社	95.5%
②設立について知らなかった。	3 社	4.5%

【図 4-5】



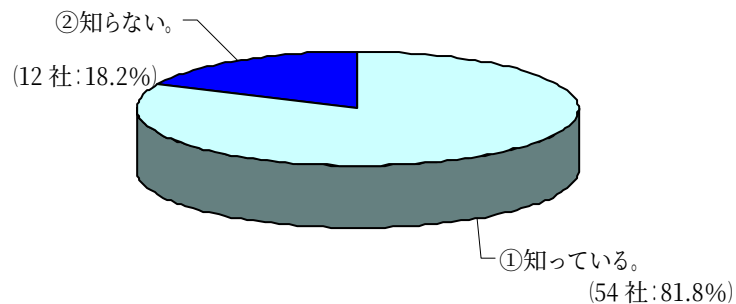
4-6 NPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」の制度について

第二種金融商品取引業を行っている会員 66 社のうち、NPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」の制度の枠組み（第二種金融商品取引業を行っている会員がNPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」に対し、第二種金融商品取引業に係る紛争解決サービスの利用登録の申込みをしなかった場合、本協会の会員であっても、同センターが実施する紛争解決サービスのうち、有価証券の売買その他の取引等に係る紛争についてのみ、同センターの紛争解決支援を受けることができる。）について、「知っている。」と回答した会員は 54 社 (81.8%) であり、「知らない。」と回答した会員は 12 社 (18.2%) であった。(表 4-6・図 4-6 参照)

【表 4-6】

	回答社数	比 率
①知っている。	54 社	81.8%
②知らない。	12 社	18.2%

【図4－6】



4－7 NPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」の利用登録について

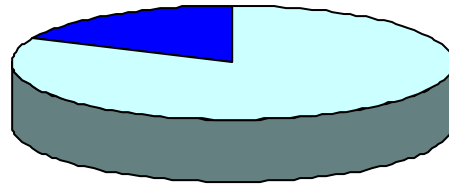
第二種金融商品取引業を行っている会員 66 社のうち、NPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」に関し、個別に第二種金融商品取引業に係る紛争解決サービスの利用登録をしていない場合、顧客との間で第二種金融商品取引業に係る業務に関して紛争が生じたときに、同センターの紛争解決支援が受けられないことについて（社団法人金融先物取引業協会の会員及び特別参加者となっている場合であって、同協会の業務範囲であればこの限りではない。）、「利用登録しないとサービスが受けられないことを知っている。」と回答した会員は 54 社（81.8%）であり、「利用登録しないとサービスが受けられないことを知らない。」と回答した会員は 12 社（18.2%）であった。（表 4－7・図 4－7 参照）

【表 4－7】

	回答社数	比 率
①利用登録しないとサービスが受けられないことを知っている。	54 社	81.8%
②利用登録しないとサービスが受けられないことを知らない。	12 社	18.2%

【図4－7】

①利用登録しないとサービスが受けられないことを知らない。(12社:18.2%)



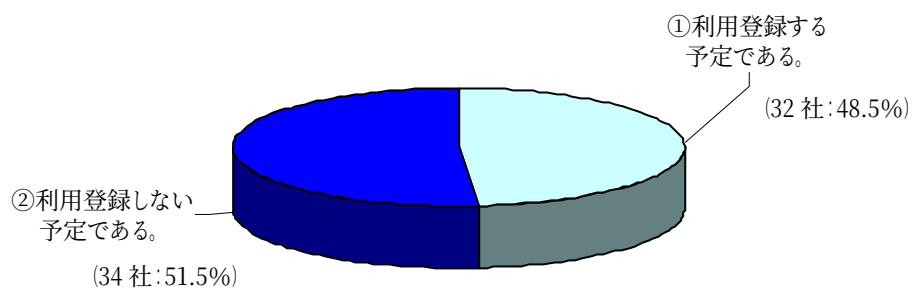
①利用登録しないとサービスが受けられないことを知っている。(54社:81.8%)

また、NPO法人「証券・金融商品あっせん相談センター」における第二種金融商品取引業に係る紛争解決サービスの利用登録の意向の有無について、「利用登録をする予定である。」と回答した会員は32社(48.5%)であり、「利用登録しない予定である。」と回答した会員は34社(51.5%)であった。(表4－8・図4－8参照)

【表4－8】

	回答社数	比率
①利用登録する予定である。	32 社	48.5%
②利用登録しない予定である。	34 社	51.5%

【図4－8】



5 第二種金融商品取引業に係る今後の実施予定について

現在、第二種金融商品取引業を行っていない会員 239 社のうち、今後「第二種金融商品取引業に係る業務を行う予定はない。」と回答した会員が 173 社（72.4%）と最も多かった。

また、「現在、第二種金融商品取引業に係る業務を行っていない（第二種金融商品取引業に登録済みである。）が、今後行う予定である。」と回答した会員は 35 社（14.6%）であり、「現在、第二種金融商品取引業に係る業務を行っていない（第二種金融商品取引業の登録を行っていない。）が、今後行う予定である（具体的に検討している）。」と回答した会員は 6 社（2.5%）であったが（表 5－1 参照）、これらの会員（41 社）が今後、取り扱いを予定している具体的な業務の内容については、「集団投資スキーム（ファンド）持分の募集（私募を含む）の取扱いのみ」が 12 社（29.3%）と最も多かった。（表 5－2 参照）

【表 5－1】

	回答社数	比 率
①第二種金融商品取引業に係る業務を行うことを前提として、現在、第二種金融商品取引業の登録について、金融庁又は所管財務局に申請中である。	0 社	0.0%
②現在、第二種金融商品取引業に係る業務を行っていない（第二種金融商品取引業に登録済みである。）が、今後行う予定である。	35 社	14.6%
③現在、第二種金融商品取引業に係る業務を行っていない（第二種金融商品取引業の登録を行っていない。）が、今後行う予定である（具体的に検討している）。	6 社	2.5%
④現在、第二種金融商品取引業に係る業務を行っていない（第二種金融商品取引業の登録を行っていない。）が、興味はある（具体的な検討は行っていない）。	25 社	10.5%
⑤第二種金融商品取引に係る業務を行う予定はない。	173 社	72.4%

【表 5－2（複数回答）】

	回答社数	比 率
①集団投資スキーム（ファンド）持分の募集（私募を含む）のみ	2 社	4.9%
②集団投資スキーム（ファンド）持分の募集（私募を含む）の取扱いのみ	12 社	29.3%
③集団投資スキーム（ファンド）持分の募集（私募を含む）及び募集（私募を含む。）の取扱い	10 社	24.4%
④信託受益権販売	3 社	7.3%
⑤商品投資販売	0 社	0.0%
⑥投資信託直販	0 社	0.0%
⑦抵当証券（自己募集）	0 社	0.0%
⑧市場金融先物取引（FXなど）	6 社	14.6%
⑨その他（未定）	10 社	24.4%

6 投資助言・代理業並びに投資運用業に係る今後の登録予定について

「投資助言・代理業」の登録を受けていない会員 243 社のうち、「今後『投資助言・代理業』の登録を行う予定がある。」と回答した会員は、14 社（5.8%）であり、「今後『投資助言・代理業』の登録を行う予定はない。」と回答した会員は 229 社（94.2%）であった。（表 6－1 参照）

また、「投資運用業」の登録を受けていない会員 275 社のうち、「今後『投資運用業』の登録を行う予定である。」と回答した会員は 15 社（5.5%）であり、「今後『投資運用業』の登録を行う予定はない。」と回答した会員は 260 社（94.5%）であった。（表 6－2 参照）

【表 6－1】

	回答社数	比 率
①今後「投資助言・代理業」の登録を行う予定である。	14 社	5.8%
②今後「投資助言・代理業」の登録を行う予定はない。	229 社	94.2%

【表 6－2】

	回答社数	比 率
①今後「投資運用業」の登録を行う予定である。	15 社	5.5%
②今後「投資運用業」の登録を行う予定はない。	260 社	94.5%

以 上

参 考

○ 会員情報

調査対象会員 305 社のうち、金融商品取引所に上場している会員は 21 社（6.9%）であり、上場していない会員は 284 社（93.1%）であった。（表 1－1 参照）

【表 1－1】

	回答社数	比 率
①金融商品取引所に上場している。	21 社	6.9%
②金融商品取引所に上場していない。	284 社	93.1%

調査対象会員 305 社のうち、自社ホームページがある会員は 251 社（82.3%）であり、自社ホームページがない会員は 54 社（17.7%）であった。（表 1－2 参照）

また、ディスクロージャー誌の掲載について、自社ホームページに「（一部でも）掲載している。」と回答した会員は 73 社（23.9%）であり、「掲載していない。」と回答した会員は 232 社（76.1%）であった。（表 1－3 参照）

【表 1－2】

	回答社数	比 率
①自社ホームページがある。	251 社	82.3%
②自社ホームページがない。	54 社	17.7%

【表 1－3】

	回答社数	比 率
①自社ホームページにディスクロージャー誌を掲載している。	73 社	23.9%
②自社ホームページにディスクロージャー誌を掲載していない。	232 社	76.1%

以 上